平成２７年（フ）第１６９号
兵庫県明石市大久保町西島227番地の１　ライオンズマンション明石江井ヶ島408号
債務者　山本　倫奈
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
徳島県徳島市大原町野神46番地　大原マンションＢ－３
債務者　二見　吉彦
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２１号
徳島県徳島市応神町吉成字轟34番地の12、旧住所徳島県徳島市応神町東貞方字貞光120番地の１
債務者　西山　　実
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３４号
徳島県徳島市秋田町５丁目23番地　ガーデンヒルズ城南Ｖ２－Ａ、旧住所徳島県吉野川市鴨島町西麻植字江川45番地１
債務者　福居　一美
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６６号
北九州市八幡東区枝光５丁目10番６－101号
債務者　北村二美絵
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３８２号
北九州市門司区恒見町10番９号（入江邸１Ｆ101）
債務者　下村眞由美
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３７号
佐賀県唐津市町田１丁目７番24号
債務者　佐伯　善春
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４０号
佐賀県唐津市厳木町本山89番地２　桜が丘市営住宅16号
債務者　川本真里子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４１号
佐賀県唐津市相知町横枕990番地
債務者　山口やよい
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４９号
福島県郡山市町東３丁目73番地　トレヴィＢ－102号
債務者　横山　和子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５３６号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番160－201号
債務者　古谷千恵子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３４号
熊本県菊池郡大津町大字室1389番地　ロワイヤル大塚Ｂ棟305号
債務者　小倉　栄作
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３５号
熊本県菊池郡大津町大字室1389番地　ロワイヤル大塚Ｂ棟305号
債務者　小倉のり子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３５８号
熊本県合志市須屋409番地２
債務者　佐々木　翼
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６０号
熊本市中央区出水４丁目３番40－105号　アリアンス出水
債務者　三澤　宗広
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３６１号
熊本市中央区出水４丁目３番40－105号　アリアンス出水
債務者　三澤　絵子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７１号
熊本市東区下南部１丁目１番53号　ベルハウス101号、前住所熊本市東区長嶺南８丁目４番１号　キヤッスル長嶺201
債務者　古賀　大智
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係